# 日向市広告入り公用共通封筒無償提供者の募集について

下記の日向市広告入り公用共通封筒に係る無償提供者を募集します。

平成 30年 2月 7日

日向市長 十屋 幸平

記

#### 1 目的

日向市では、民間事業者等の連携により市の新たな財源確保及び経費削減 を図り、地域経済の活性化及び市民サービスの向上に資するため、広告事業 の一環として市で使用する公用共通封筒に広告を掲載し、印刷、作製して市 に無償で提供していただける事業者(以下「無償提供者」という。)を募集し ます。

#### 2 無償提供広告入り公用共通封筒の規格及び数量等

広告入り公用共通封筒 2 種類

(1) 作成予定枚数

角形 2 号 (A 4 サイズ対応封筒) 2 0,000枚/年間 長形 3 号 (A 4 サイズ 3 折り対応封筒) 6 0,000枚/年間

※ 枚数については、1年間の使用予定枚数であり調整させていただく場合があります。また、表面は、郵便用封筒として使用できるものとし、 郵便番号枠を印刷してください。

[参考図1\_角形2号及び参考図2\_長形3号封筒をご参照ください。]

- (2) 広告の内容と掲載面積等
  - ① 広告の内容については、「日向市広告掲載要綱」及び「日向市広告 掲載基準」によります。
  - ② 無償提供者は、広告主、広告内容、色、形状、ロゴマーク等の仕様について、事前に市と協議し、市の承諾を受けた後に作成しなければなりません。
  - ③ 無償提供者は、広告の募集にあたり自らが広告の募集者であるこ

とを明確にするとともに、市が広告の募集者であるかのような誤解を受けることのないように配慮しなければなりません。

- ④ 広告の掲載面積 裏面(角形2号、長形3号) ※広告掲載部分以外の封筒表面及び他の部分については、発注者の 指示する仕様に従うものとします。
- ⑤ 広告については、地域経済の活性化を図ることを目的としている ため、無償提供者は、優先的に市内に本社、支店、営業所、店舗 等を有する企業又は個人事業者等の広告を掲載するように努めな ければなりません。
- ⑥ 広告入り公用共通封筒は、市の事務用全般に使用させていただきます。

### 3 納品場所

日向市本町10番5号 日向市 総務部 財政課 資産管理係なお、納品は市と無償提供者と協議のうえ分納とします。

# 4 無償提供の期間

平成30年5月から平成33年4月までの3年間(封筒使用期間)

#### 5 応募資格

次の各号のいずれも満たしていることとします。

- (1) 平成29年度日向市物品等納入資格者名簿に登録されている者で、印刷の業種に登録されており、かつ市内の企業又は個人事業者で、広告募集・掲載、印刷、作製及び納品まで一括対応できる業者であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 市が発注する物品等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱(平成29年日向市告示第61号)第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

### 6 応募期間

平成30年2月7日(水)から平成30年2月21日(水)まで

# 7 提出書類等

(1) 企画提案書

(納品までのスケジュール、紙質、印刷色、提供枚数(変更対応可能枚数))

- (2) 法人の場合は登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は、住民票の写し(発行後3か月以内のものに限ります。)
- (3) 直近の市税完納証明書 1通
- (4) 封筒の見本(作成実績のない場合は、封筒の案をお願いします。)
- (5) 実績一覧(作成実績のある場合のみ。)

### 8 提出方法

持参又は郵送 ※ファックスやメールでの提出は受理しません。

① 持参の場合

土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く8時30分から17時15 分までとします。

- ② 郵送の場合
  - 一般書留又は簡易書留で送ってください。

平成30年2月21日(水)17時15分までの必着とします。

※ 応募期間を過ぎて到着したものは、「失格」とさせていただきます。

#### 9 提出先

〒883-8555 日向市本町10番5号 日向市 総務部 財政課 資産管理係 (本館3階)

# 10 選定等

- (1) 提出された企画提案書などの書類等を評価、審査して選定します。
- (2) 選定に当たっては、職員で組織する審査会において審査を行い、一者を選定します。
- (3) 提出者が一者の場合にも、同様の審査を行い選定します。ただし、この募集内容に定める条件を満たさない場合は、無効とする場合があります。
- (4) 結果につきましては、2月末をめどに市ホームページで公表します。 なお、審査の経緯の公表は行いません。また、審査結果に対しての問 合せ及び異議申立は受け付けません。

# 11 協定書の締結

市が無償提供者を決定したときは、封筒の無償提供に関して、市と無償提供者との間で協定書を取り交わすものとします。

# 12 広告の掲載内容

広告の掲載内容については、「日向市広告掲載要綱」及び「日向市広告掲載基準」に基づいて審査します。

また、審査決定後に、印刷を行うことになります。

### 13 応募における留意事項等

- (1) 申込書、企画提案書等の準備及び作成に要する費用は、すべて申込者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 募集期間経過後の提出、差し替え等は認めません。
- (4) 無償提供者は、広告内容に関する苦情等について責任を負い、速やか に苦情等の解決を行ってください。
- (5) 無償提供者は、広告主に営業停止等の問題が生じた場合は、速やかに 市に通知するものとし、当該封筒を回収し、代替の封筒を市に提供し てください。

### [問い合わせ先]

日向市本町10番5号 日向市 総務部 財政課 資産管理係 西田 電話 52-2111 (内線2265) 参考図1\_角形2号封筒



